設備機器等取扱説明書の作成要領

1. 建築、電気、機械、ガス、エレベーターの各設備機器に関する取扱説明書を作成しクリアブックに取りまとめる。なお、電気、機械設備等分離発注の場合、取扱説明書の作成は、各工事受注者が行う。
2. 取扱説明書の取りまとめは、受注者のうち建築工事の受注者が行う。取りまとめ方は監督員の指示による。
3. 取扱説明書の部数
4. 住戸用：各住戸1部として戸数分＋3部(タイプ毎)
5. 共用部分：3部
6. クリアブックの色は、賃貸用を青色、分譲用を赤色とすること。クリアブックの規格は、Ａ４サイズ２０ポケット中紙入りを標準とする。また、クリアブックの購入は、建築工事の受注者とする。
7. 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律｣に基づき、各住戸の玄関等に関する防犯性能表示説明書（防犯性能、製品に関する製造者問い合わせ先等）を取扱説明書と一緒にクリアブックに同封すること。

以　上